

令和2年6月15日

保護者の皆様へ

【個人番号(マイナンバー)提出で就学支援金の認定を受けている生徒】

沖縄県立球陽高等学校長

(公印省略)

## 令和2年7月～令和3年6月までの 高等学校等就学支援金(授業料支援)の申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援を行う制度です。

支援を受けるには、必ず申請を行う必要がありますので、下記のとおり書類を提出してください。なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

また、平成31年4月から、個人番号(マイナンバー)を利用した情報照会ができるようになっております。個人番号を提出いただいた場合は、今回からの申請が不要となります。

ご不明な点などございましたら、担当までご連絡ください。

### 記

#### 1 提出書類

- ①個人番号(マイナンバー)を提出して認定を受けていて、申請を希望する場合→ 申請不要
- ②個人番号(マイナンバー)を提出して認定を受けているが、**辞退する場合** → **確認書**

**※1 マイナンバー提出により認定を受けている方は、書類提出の必要はありませんが、以前の申請時と保護者等に変更がある場合は、収入状況届出書(様式1)をご提出ください。(離婚等により保護者が1名となる、養子縁組をして保護者が2名となる等)**

**※2 また、平成31年1月1日に国内に住所を有していない保護者が、令和2年1月1日には国内に住所を有している場合は、学校へご連絡ください**

#### 2 提出期限 令和2年6月30日(火)【②、※1、※2】

#### 3 提出先 球陽高校事務室【受付時間8:30～17:00】

受付時間以外は事務室職員が不在の場合があるため受け取りできません。

#### 4 留意事項

下記の場合は、授業料を納めていただくことになります。

- (1)申請辞退又は正当な理由がなく提出期限までに書類の提出が無い
- (2)保護者(親権者)等の「令和2年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が304,200円以上である(個人番号(マイナンバー)を利用した情報照会も含む)

<問い合わせ先> 球陽高校事務室 担当者 宮城・米盛 TEL:098-933-9301

# < 授業料支援 >

令和2年度高等学校等就学支援金  
(第Ⅱ期：令和2年7月～令和3年6月)

## 確 認 書

沖縄県立球陽高等学校長 殿

(1または2のいずれかに○をつけてください。)

1 私は、高等学校等就学支援金の収入状況届出を行います。  
認定結果の通知を受けるまでの授業料等については猶予願います。

2 私は、高等学校等就学支援金の収入状況届出を行いません。

◇親権者(保護者)等の『課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額』の  
合計が304,200円以上であるため。

令和 年 月 日

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

生徒との続柄： \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

提出期限 令和2年6月30日

学校收受印 \_\_\_\_\_

※高等学校等就学支援金で認定通知を受けていて、今回の申請をしない場合に提出して下さい。

※提出した場合は、授業料の納入(月額9,900円)になります。

認定番号(学校記入)

-

令和 年 月 日

沖縄県教育委員会 殿

学校受付印

## 高等学校等就学支援金

(次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(次の3つの事項を必ず確認の上、□にレ印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	生徒の 生年月日	平成	年 月 日
生徒の現住所	郵便番号 ( — )		
保護者等の電話番号	— —		
生徒が在学する 学校の名称	球陽 高等学校 ( 全日制 定時制 通信制 )		

### 【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

現在通っている学校の在学期間	令和	年	月	日	～	過去在学	あり	なし	
過去に別の高等学校等に在学していた期間	①	学校名	高等学校 (全日制 定時制 通信制)			平成	年	月	日
	②	学校名	高等学校 (全日制 定時制 通信制)			平成	年	月	日
		学校名	高等学校 (全日制 定時制 通信制)			平成	年	月	日
		学校名	高等学校 (全日制 定時制 通信制)			平成	年	月	日

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書、課税証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親の個人番号カードの写し等を添付する場合
親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
②	<input type="checkbox"/>	ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	<input type="checkbox"/>	イ 離婚、死別、未婚により親権者が1人の場合
	<input type="checkbox"/>	ウ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 理由（ <span style="font-size: 2em;">）</span>
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input style="width: 20px;" type="text"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 ※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分 ※ 未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
④	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ※ 生徒の保険証の写しを添付して下さい	
	<input type="checkbox"/>	親権者は存在するが就学に要する経費を負担していない
	<input type="checkbox"/>	親権者又は未成年後見人が存在しない
	<input type="checkbox"/>	成人に達しているが主たる生計維持者が存在する 等
⑤	生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない) <input type="checkbox"/> 成人に達しており、自身が主たる生計維持者である <input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない 等 (生徒が里親に養育されている、児童福祉施設に入所している等を含む)	
(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。		
⑥	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合

(3) 個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄  
(⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

## 記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。
- ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 【2. 保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
  - ②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カード写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カード等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。
- ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】①又は③に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。
- ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

## 留意事項

- イ 個人番号を提出した方は、県が最新の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額を個人番号を利用して確認します。課税証明書を出す場合は、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ニ 個人番号を利用するの申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ホ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ヘ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 受給資格の認定を受けた後、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。
- リ 個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

認定番号(学校記入)

-

令和2年 6 月 25 日

沖縄県教育委員会 殿

学校受付印

### 高等学校等就学支援金

(次の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、保

**保護者等に変更がある場合に提出して下さい。  
(離婚等により1名となる、養子縁組をして2名となる等)**

(次の3つの事項を必ず確認の上、□に)

この申請書又は届出書の記載内容

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	りゅうきゅう たろう		生徒の 生年月日	昭和 平成	15年4月5日
生徒の氏名	琉球 太郎				
生徒の現住所	郵便番号 ( 900 - 8570 )		那覇市泉崎1-2-2 ※寮生の場合は、寮の名称等を記入。		
保護者等の電話番号	098 - 866 - 2711				
生徒が在学する 学校の名称	教育支援	高等学校	( 全日制 )	定時制	通信制

**【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）**

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

現在通っている学校の在学期間	令和	年	月	日	～	過去在学	あり・なし		
過去に別の高等学校等に在学していた期間	①	学校名	高等学校 (全日制 定時制 通信制)			平成	年	月	日
	②	学校名	高等学校 (全日制 定時制 通信制)			平成	年	月	日
		平成	年	月	日	～	平成	年	月

**【2. 保護者等の収入の状況について】**

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等、課税証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑥までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(1) 次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 両親の個人番号カードの写し等を添付する場合
親権者1名分（アからウまでの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑥までの <u>いずれかの</u> □にレ印を付けてください。）		
②	<input type="checkbox"/>	ア 親権者の1人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合
	<input checked="" type="checkbox"/>	イ 離婚、死別、未婚により親権者が1人の場合
	<input type="checkbox"/>	ウ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等を添付できない場合 理由（ <span style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; display: inline-block; width: 100px; height: 20px; vertical-align: middle;"></span> ）
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 15px; vertical-align: middle;"></span> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 ※ 未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分 ※ 未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。
④	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ※ 生徒の保険証の写しを添付して下さい	
	<input type="checkbox"/>	親権者は存在するが就学に要する経費を負担していない
	<input type="checkbox"/>	親権者又は未成年後見人が存在しない
	<input type="checkbox"/>	成人に達しているが主たる生計維持者が存在する 等
⑤	生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない) <input type="checkbox"/> 成人に達しており、自身が主たる生計維持者である <input type="checkbox"/> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない 等 (生徒が里親に養育されている、児童福祉施設に入所している等を含む)	

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合
---	--------------------------	---

(3) 個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄  
(⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名 (ふりがな)	生徒との続柄	氏名 (ふりがな)	生徒との続柄
琉球 一郎	父		

※ 収入の修正申告や額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。



# 高等学校等就学支援金

令和2年7月より、所得の判定基準が変わります

## 所得の判定基準

保護者等の「市町村民税の課税標準額×6%  
－市町村民税の調整控除の額」の合計額 < 304,200円

(政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算)

(年収目安910万円 ※)

ふるさと納税や住宅ローン控除などの  
税制控除が反映されなくなります

※ 「年収目安」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安であり、家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収は変わるのでご注意ください。

## 手続方法

受給資格認定申請書（現在、就学支援金を受給している場合は収入状況届出書）とマイナンバーカードの写し等を学校へ提出してください。

※ マイナンバーにより認定を受けた方は書類を提出する必要はありませんが、平成31年1月1日に国内に住所を有していない保護者が、令和2年1月1日には国内に住所を有している場合は学校へご連絡ください。

※ 就学支援金を受給している生徒の保護者に変更（離婚・死別や養子縁組等）があった場合には、申請が必要となりますので、学校へご連絡ください。

# 課税証明書を提出される予定の方へ

令和2年7月以降の申請では

- ・市町村民税の**課税標準額**
- ・市町村民税の**調整控除の額**

※ 保護者等の「課税標準額×6%」の合計額が304,200円未満であれば、  
課税標準額だけでも可

が記載されている証明書を提出してください。

~~令和2年度課税証明書~~

	所得割額	均等割額	合計
市民税	6,000円	3,500円	9,500円
県民税	4,000円	1,500円	5,500円

〇〇市長

**課税額のみ記載された  
課税証明書では  
確認できませんので、  
ご注意ください。**

各種証明書は、市町村によって  
記載事項が異なります。

市町村の所定の様式で、上記の  
項目が確認できない場合は、右の  
「別紙2」を市町村の課税証明書  
発行窓口で記載してもらい、ご提出  
ください。

(別紙2)

\_\_\_\_\_  
(氏名)

**高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)**

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002 (地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。)については、下記の通りです。

令和\_\_\_\_年度(令和\_\_\_\_年分)の所得等

- 課税所得額(課税標準額) \_\_\_\_\_円  
※ 課税所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額(課税標準額)が分かる場合には記載の必要はありません。

(税額控除内訳)

- 調整控除の額 \_\_\_\_\_円  
※市町村民税相当分

日付 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日  
市区町村名 \_\_\_\_\_  
担当部局課名 \_\_\_\_\_  
公印

お問い合わせ  
球陽高校事務室  
担当：宮城、米盛  
Tel：098-933-9301

殿

\_\_\_\_\_  
(氏名)

## 高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。）については、下記の通りです。

令和\_\_\_\_年度（令和\_\_\_\_年分）の所得等

● 課税所得額（課税標準額） \_\_\_\_\_ 円

※ 課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額（課税標準額）が分かる場合には記載の必要はありません。

(税額控除 内訳)

● 調整控除の額 \_\_\_\_\_ 円

※市町村民税相当分

日付 令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

市区町村名 \_\_\_\_\_

担当部局課名 \_\_\_\_\_

公印